

保護者の皆様へ

(このお知らせは市内小中学生全ての家庭に配布しております。)

八街市教育委員会



## 就学援助制度のお知らせ



市の花 ヒマワリ

**就学援助制度**とは、保護者の経済的理由によりお子さんの就学が困難な場合、市が保護者に対し負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。詳細につきましては、下記のとおりです。

### 1. 援助費の内容

- 学用品等の一部
- 給食費
- 校外活動費、修学旅行費の一部
- 医療費（学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病）
- 生徒会費（限度額有り）（中学校のみ。ただし、5月1日認定を受けている生徒）
- PTA会費の一部（限度額有り）（5月1日認定を受けている児童生徒）
- クラブ活動費（限度額有り）
- 新入学用品費（入学準備金）
- 卒業アルバム代（限度額有り）

### 2. 援助対象となる方

- 生活保護を受けていない方で、世帯全員の前年中（前年1月～12月）の収入状況(合計収入額)が下記の目安にあてはまる方。

#### <合計収入額のおおよその目安>

人数	家族構成の例 (同一住所全員)	同一住所全員の前年中の 合計収入額
6	・父(40歳)・母(38歳)・子(小4)・子(中3) ・祖父(72歳)・祖母(68歳)	約 459万円以下
4	・父(40歳)・母(30歳)・子(小1)・子(中2)	約 365万円以下
3	・母(35歳)・子(小5)・子(中1)	約 350万円以下

※合計収入額は、給与収入・年金収入・児童手当等の全ての収入を合算します。  
また、家族の人数・年齢等によって額が変わるため、合計収入額は、あくまでもおおよその目安となります。

申請の手順は裏面へ

